平成２４年（フ）第４５９４号
神奈川県厚木市三田南１丁目20番20号
債務者　株式会社武相
代表者代表取締役　吉村　保典
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　義隆
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１号
長野県飯田市上郷別府3304番地３
債務者　株式会社マツシタ
代表者代表取締役　松下　彰男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下平　秀弘
4　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４９号
静岡県富士宮市舞々木町939番地
債務者　昭和建設株式会社
代表者代表取締役　鶴見　勝宏
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１３号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬304番地７
債務者　有限会社藤栄産業
代表者取締役　須藤　喜夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後２時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４６０号
さいたま市西区大字二ツ宮407番地
債務者　株式会社葩友商店
代表者代表取締役　葩島　　章
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
群馬県前橋市横沢町684番地
債務者　有限会社井上食菌センター
代表者代表取締役　井上喜代美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２８号
北海道北見市泉町４丁目２番15号
債務者　田中　康弘
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
北海道北見市泉町４丁目２番15号
債務者　田中とよ子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７８６号
札幌市中央区宮の森２条16丁目８番22号
債務者　弓山眞紀男
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八代眞由美
4　破産債権の届出期間　平成24年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
堺市北区中百舌鳥町１丁26番地５
債務者　叶田　幸久
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　宏
4　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市下高隈町3464番地
債務者　牧野　良昭
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本65番地14
債務者　葛西　裕治
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３９号
青森県八戸市大字十六日町40番地　松井実方
債務者　橋場　絹子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　祥吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８２８号
札幌市西区西野３条３丁目３番６号
債務者　山本　徹也
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９号
北九州市八幡東区中尾３丁目14番３号
債務者　濱田　　学
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部